平成２６年（フ）第７５０３号
東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目17―１―507
破産者　宇惠　裕子
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５２５号
東京都新宿区弁天町177―906、住民票上の住所栃木県矢板市中606―129　ロビンシティＢ―67
破産者　中村紗央里
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７６７６号
東京都杉並区荻窪４丁目32―５―1201
破産者　佐野　守人
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７６７９号
神奈川県海老名市社家120―７
破産者　野村可奈子
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７６９３号
神奈川県横浜市中区本町３丁目24番２ニュー本町ビル７Ｆ―Ａ
破産者　株式会社ヒューマンキャスティングシステム
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７５７号
東京都江戸川区中葛西３丁目34―３　コーポ第４ハルカゼ201
破産者　渡辺謙太郎
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７６２号
東京都北区桐ヶ丘２―13　Ｎ22―408鶴岡方、住民票上の住所東京都北区赤羽北２丁目28―１―101
破産者　円谷亜耶香
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８４９号
東京都足立区千住曙町35―３　冨士自動車株式会社第３寮605号、開始決定時の住所東京都墨田区文花２丁目14―８―405
破産者　丸山　　稔
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８６２号
神奈川県横浜市都筑区北山田６丁目17―６―102
破産者　大関　千鶴（旧姓鞠子）
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８００２号
東京都豊島区池袋３丁目８―13―106
破産者　奥野　文利
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０３９号
東京都渋谷区笹塚１丁目56―６　クレセントプラザ笹塚50Ｅ
破産者　宮尾　和彦
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１０１号
埼玉県久喜市青葉１丁目１―４―513
破産者　葛島　光基
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１８３号
東京都葛飾区東金町２丁目12―６―401
破産者　伊良部健司
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１８４号
東京都葛飾区東金町２丁目12―６―401
破産者　伊良部英美
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２４３号
東京都葛飾区新小岩２丁目３―３―902
破産者　荒木　　靖
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２８９号
東京都中野区上高田２丁目55―２―201
破産者　堤　　由宇
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５４０号
東京都西多摩郡瑞穂町長岡４丁目32―５
破産者　森川　雅志
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６３２号
神奈川県横浜市南区大岡１丁目１―25―102
破産者　根本　文武
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７８７号
東京都新宿区西新宿１丁目18番17号
破産者　株式会社中国語言学院
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７９４号
茨城県桜川市真壁町椎尾1627番地の６
破産者　有限会社廣瀬建設
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７９５号
茨城県桜川市真壁町椎尾1627―６
破産者　廣瀬　　守
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部